

県内主要経済団体（建設、物流業務の発注側企業）に対する協力要請の実施

趣旨目的

建設業及び道路貨物運送事業（自動車運転者）については、脳心臓疾患・精神疾患の労災保険請求件数が全業種の中でも多く、長年、労働者の長時間労働による健康障害が問題となっていたことから、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による労働基準法の改正に伴い、令和6年4月から時間外労働の上限時間の規制が適用された。これに伴い、建設企業や運送企業には長時間労働削減の取り組み実施を促進してきたところであるが、これらの企業単独の取り組みでは限界があり、建設等発注者及び貨物の発着荷主の協力が必要不可欠となることから、建設企業や運送企業への長時間労働の削減に向けた配慮及び協力を促進させるための要請を行うもの。

1 要請手法

関係行政機関と関係業界団体の連名で、主要団体に対して労働局長及び関係行政機関等から各団体に対して手交する。

2 要請タイミング

毎年11月の過労死防止月間に行う「過重労働解消キャンペーン」の一環として実施している事業者団体に対する長時間労働削減要請と同時に実施。既存のスキームに取り入れることで継続性をもって実施予定。

3 要請対象と日時

日時：11月13日（水）11時から

場所：長崎商工会議所内（長崎市桜町4番1号 2F）

メディア関係者の撮影・取材は可

対象：長崎県商工会議所連合会（会長）、長崎県経営者協会（専務理事）

長崎県商工会連合会（会長）、長崎県中小企業団体中央会（会長）

4 要請者

厚生労働省 長崎労働局 局長

国土交通省 九州運輸局 局長

国土交通省 九州地方整備局 局長

経済産業省 九州経済産業局 局長

公正取引員会 九州事務所 所長

一般社団法人長崎県建設業協会 会長

公益社団法人長崎県トラック協会 会長

長崎県（土木部長、地域振興部長）

順不同

5 当日の流れ

- ① 参加者紹介
- ② 労働局長等から要請趣旨・内容説明
(経済団体側のテーブルに要請書を配布)
- ③ 各経済団体からコメント
- ④ 集合写真撮影